

知って得する 消費生活情報 Vol. 22

「こんな相談が増えています」

平成24年度の相談内容

平成24年度の相談件数は78件で、昨年と比べて17件減少していますが、70代以上の高齢者からの相談は約1割の増加となっています。特に、健康食品の送りつけや社債購入など利殖商法に関する相談が増加しました。

● 昨年度多かった相談内容

- 健康食品の送りつけ
- 社債購入や未公開株などのもうけ話の電話勧誘
- 携帯電話やインターネットによる「サクラ商法」の高額請求
- 海外からの宝くじや当選権利に関する封書の送付

● ひとことアドバイス

- 必要のないものは「いりません」とはっきり断りましょう。
- 「必ずもうかります」などのもうけ話は安易に信用してはいけません。
- お金を振り込んでしまうと取り戻すことは困難です。振り込む前に相談しましょう。

月別・年度別相談件数

	H22	H23	H24
4月	19	11	13
5月	9	10	6
6月	5	10	7
7月	4	12	7
8月	7	5	6
9月	9	6	3
10月	4	8	2
11月	2	1	5
12月	6	6	3
1月	4	8	10
2月	6	12	12
3月	3	6	4
合計	78	95	78

もしや…と思ったら、早めにご相談を

～専門相談員がお受けします～ 消費生活相談窓口

■ 毎週火・水・木（祝日、年末年始を除く）
■ 9:00～12:00・13:00～16:00

問合せ先 環境生活課 市民生活係内 ☎552-1511

防犯かわらばん その59



悪質商法組織があなたを狙っています

「頼まれた品物を送りますので、代金を振り込んで下さい。」

または

「代金引き換え払いをお願いします。」

等と言って、頼んでもいない品物を宅配便などで送り付ける悪質商法が発生しています。



頼んでいないものは、代金を支払う必要がありません。

“少額だから”と払ってしまうのは相手の思うつぼです。

こんな被害に遭わないためにも、「おかしいな？」と思ったら、警察や消費生活相談窓口などに相談しましょう。



また、最近では「ロト6（数字選択式宝くじ）の当選数字を教えます」と言って電話をかけ、「嘘だと思えば明日の新聞を見てください。」と言って翌日また電話してきます。

電話では実際の当選数字を言うので、翌日の新聞には聞いたとおりの数字が、当選番号として出ているので、「本当だ!」と思うかも知れませんが、これは新聞より早く当選番号を知ることができるインターネットで調べているからです。

こんな話にだまされず、大切な財産を悪質な組織から守りましょう。

悪質商法の被害は後を絶ちません。



だまされちゃダメ!!

うまい話ほど十分気をつけてください。



問合せ先 環境生活課 市民生活係 ☎552-1511